

教_{kyo}文_{bun}研_{ken}だより

CONTENTS



サポートスタッフとの協働のあり方を探る
(学校司書の場合)

— 神奈川県教育文化研究所・カリキュラム総合改革委員会
(第2グループ)の研究経過報告 —

横須賀市立長井中学校 堀内 正志



▲生まれ変わった図書室 1



▲生まれ変わった図書室 2



◀学校へのヒアリング調査

「教文研だより」は神奈川県教職員組合のホームページからも見るができます。

神奈川県教育文化研究所



サポートスタッフとの協働のあり方を探る(学校司書の場合)

～神奈川県教育文化研究所・カリキュラム総合改革委員会(第2グループ)の研究経過報告～

横須賀市立長井中学校
堀内 正志

はじめに

神奈川県教育文化研究所(以下、教文研)は、2012年度に神奈川県教職員組合と協働で「教育実態総合調査」を行った。2013年度末には、教文研内の研究部であるカリキュラム総合改革委員会(以下、委員会)として最終報告書(注1)をまとめ、教職員の多忙化解消に関する提言を行っている。そのなかでは、「専門的スタッフの充実と外部人材の活用等により教員の業務の精選と役割分担の明確化」を提言した。

これを受けて、教育制度・教職員問題を主に研究す

る委員会内の第2グループでは、2014年度から教職員以外のサポートスタッフとの連携について調査研究している。市町村の予算書や事業計画書、教育委員会担当者へのヒアリングなどをもとに、学校にはどのようなサポートスタッフが配置されているか、県内の実態を調査している。2015年度にはこれに加え、教職員とサポートスタッフの協働の在り方を探るため、各地区教職員組合に依頼し、サポートスタッフ及び担当(コーディネーター)する教職員へのアンケート調査を行うとともに、サポートスタッフや現場校長に対してのインタビュー調査も行っている。既に学校司書、特別支援教育支援員(介助員)について行い、引き続き学習支援員について行う予定である。また、小・中学校、各1校の校長についてもヒアリングを行った。

ここでは、学校司書についての現状とインタビュー調査から得られた課題等について一委員として報告する。

なお、ここで「サポートスタッフ」とは、学校教育法等の法令上必置とされている教職員以外の主に教育支援(指導)に係わる職員を指す。具体的には先に調

<表1>

司書教諭 学校司書 司書の制度上の比較

	司書教諭	学校司書	司書
設置根拠	・学校図書館法第5条第1項 ～12学級以上の学校には必ず置かなければならない。 (11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。)	・学校図書館法第6条第1項 専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)をおくように努めなければならない。(平成27年4月1日施行)	・図書館法第4条 ～必ず「置かなければならない」とまではされていない。
職務位置付け	・学校図書館の専門的職務を掌る。 ・主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。(学校図書館法第5条第2項前段) ・司書教諭の講習を修了した者(学校図書館法第5条)	・学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館利用の一層の促進に資する。	・図書館に置かれる専門的職員
資格(養成)	●司書教諭講習 【受講資格】:下の(1)又は(2)のいずれか (1)教諭の免許状を有する者 (2)大学に2年以上在学する学生で62単位以上を習得した者 【科目・単位】:5科目10単位 学校経営と学校図書館 学校図書館メディアの構成 学習指導と学校図書館 読書と豊かな人間性 情報メディアの活用 ※司書教諭講習相当科目 大学の科目又は司書の講習の単位であって、司書教諭講習科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、司書教諭講習科目の単位とみなす。	・国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(学校図書館法第6条第2項) 学校図書館法 附則 国は、学校司書の職務内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書資格や司書教諭資格、教諭免許状、相当実務経験等の資格を定める等の資格要件を定めて、「学校司書」を募集。	・下の(1)～(3)のいずれか(学校図書館法第5条第1項) (1)大学(短大を含む)又は高専を卒業した者で司書講習を修了した者 (2)大学(短大を含む)で図書館に関する科目を履修したもの (3)3年以上司書補としての勤務を経験した者で司書の講習を修了した者 ●司書の講習 ○甲群(必修:11科目 22単位) 生涯学習概論(2)、図書館概論(2)、図書館情報技術論(2)、図書館制度・経営論(2)、図書館サービス概論(2)、情報サービス論(2)、児童サービス論(2)、情報サービス演習(2)、図書館情報資源概論(2)、情報資源組織論(2)、情報資源組織演習(2) ○乙群(選択:下のうちから2科目 2単位) 図書館基礎特論(1)、図書館サービス特論(1)、図書館情報資源特論(1)、図書・図書館史(1)、図書館施設論(1)、図書館総合演習(1)、図書館実習(1)
国による定数措置	教諭等について定数措置 ※司書教諭のための特別の定数措置はなし(司書教諭は教諭等の定数の中で配置)。	学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)平成26年7月29日 ・学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成25年度より、地方交付税措置が講じられているところ。については、今回改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。 ・学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要。	※国は、都道府県・市町村の人口規模に応じ、公立図書館職員の給与費について地方交付税措置
勤務形態	・常勤	・常勤又は非常勤	・常勤又は非常勤

<表 2 >

公立学校における学校司書の配置状況

	2014年 5月					2005年 5月				
	学校数	配置学校数	配置率	勤務形態		学校数	配置学校数	配置率	勤務形態	
				常勤職員数	非常勤職員数				常勤職員数	非常勤職員数
小学校	20,143	10,966	54.4%	1,999	9,485	22,230	7,007	31.5%	1,538	5,499
中学校	9,555	5,044	52.8%	1,068	4,179	10,078	3,277	32.5%	841	2,447
高 校	3,547	2,370	66.8%	2,103	461	3,905	2,970	76.1%	2,689	487
合 計	33,260	18,380	55.3%	5,170	14,125	36,213	13,254	36.6%	5,113	8,433

出所 文部科学省 平成 24 年度及び平成 17 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について

<表 3 > 2014 年度 学校司書の配置状況

	配置率順位	都道府県名	学校数	配置学校数	配置率
小学校	1	島根県	212	211	99.5%
	19	神奈川県	853	605	70.9%
	47	青森県	309	7	2.3%
中学校	1	島根県	97	97	100.0%
	21	神奈川県	410	252	61.5%
	47	青森県	163	1	0.6%
高 校	1 (15 県)	神奈川県	157	157	100.0%
	47	北海道	238	3	1.3%

出所 文部科学省 平成 26 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について

査を行った職員のほかスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ALT、部活動支援員、ICT 支援員などである。

1 学校司書とは

学校司書とは専ら学校図書館に関する業務を担当する職員を指す。これまで法令上規定されていなかったため、一般に「学校司書」と称されていたが、その名称は任用する地方自治体で様々であった。文部科学省の文書でも「学校図書館担当職員」「専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員」などと表記されてきた（以下、本稿では法制化以前の場合「学校司書」と表記する）。しかし、2104 年の学校図書館法の改正により、学校司書は、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定された（学校図書館法第 6 条）。また、配置の努力義務が学校設置者に課せられた。

司書教諭、学校司書、司書の制度上の比較についてまとめたものが表 1 である。学校司書の資格と養成の在り方や勤務環境は今後の課題とされたが、法改正を受け自治体による配置が以前にも増して進むことが予想される。

「学校司書」の配置の歴史は古い。「学校図書館五〇年史」(全国学校図書館協議会 2004 年)によると、「学校司書」の数は、学校図書館法施行 1 年後の 1954 年には全国で小・中・高あわせて約 7,000 人と推定されたとしている。また、同協議会による全国調査（1960 年）では、配置率が小学校 8.7%、中学校 14.6%、高校 63.0%で、そのうち約 70%がいわゆる「PTA 雇用」と呼ばれた私費雇用であったとしている。学校図書館

法制定当時から高校でのニーズが大きかったことが推測され、このことは現在の配置率にも通じている。

文部科学省が行っている「学校図書館の現状に関する調査」において「学校司書」の配置状況が調査項目に加わったのは 2005 年度からである。そこで最新の 2014 年度と比較したものが表 2 である。

全国的に高校の配置率が高く、次に小学校、中学校の順となっている。また、常勤職員の割合も高校が高く、小・中学校が低い。その一方で 9 年前に比べ、小・中学校は配置率が上がっているが、高校は下がっている。

2014 年度の神奈川県の配置率と全国順位は表 3 の通りである。配置率の最も高い県と低い県も合わせて示した。高校では神奈川県も含め 15 県が全校配置となっている。小学校では約 7 割、中学校では約 6 割の配置率である。小・中学校に関しては、横浜のように専任で全校配置の市から巡回（兼務）で一部配置まで様々である。全国学校図書館協議会の調査（2014 年）によると、神奈川県内 33 市町村のうち 19 市町村が学校司書を配置していると回答し、9 市町村が配置していないとしている。

2 学校司書へのインタビュー調査をおこなって

横浜市の公立小・中学校に勤務する学校司書の方にインタビュー調査を行った。

横浜市教育委員会では、学校司書配置事業として 2013 年度から 2015 年度までの 4 年間で小・中・特別支援学校全校に学校司書の配置を進めている。雇用期間は 1 年間で 4 回まで更新が出来る。1 日 5 時間又は 6 時間、週 5 日、週 29 時間以内勤務、年間 1,015 時間、年間 175 日程度、時給 1,100 円（交通費なし）、雇用保険加入である。業務内容は、司書教諭を補佐し、①学校図書館の蔵書管理及び環境整備、②本の貸出・レファレンス、③授業への支援とされ、具体的には、児童生徒が親しみやすい学校図書館づくり、子どものニーズに応じた読書相談、学校図書館を活用した授業の支援、資料収集、学校図書館便り等の発行、児童生徒の図書委員会・学校図書館ボランティア・他機関との連携があげられている。

司書資格は任用要件となっていないが、実際には司書資格、教員免許のいずれか、もしくはその両方を有している人がかなりいる。資格・免許が無くとも読書ボランティア、読み聞かせなどで小中学校に係わっていた方が多いとのことである。

協力者からは以下のような悩みが語られた。

○学校司書の仕事が外から見えにくい。仕事が教職員に理解されにくい。

○教員と連携をとることが難しい。教員が多忙なので司書教諭などの教員との打合せ、コミュニケーションの時間を確保することが困難である。

○学校司書に対する研修では授業支援が強調され、授業の中に入っていきことを求められるがそれに関しても打合せ等の時間がとりにくい。ひいては、司書教諭をはじめ教員との役割分担についても相互理解の時間がとれない。

○仕事が終わらない、あるいは打合せの時間確保とも係わって、サービス残業をする（せざるを得ない）ことがある。

○司書教諭と学校司書の業務分担表は、教育委員会から提示されているが、学校司書の全校配置が始まって間もないため実際は両者が手探りのところである。

○保健室登校も一歩前の子どもの居場所という認識が子どもにも教師にもあるので、図書館のなかでトラブルがあったときなど、子どもとの接し方、教師との連携について悩む。

○教育委員会からは教育指導への支援とりわけ授業支援(授業に入っていきこと)が求められているが、「いつも人がいる学校図書館」が自分の理想なので悩ましい。

3 インタビュー調査から明らかになったこと—協働の課題

文部科学省「学校図書館担当職員の役割及び資質の向上に関する調査研究協力者会議」報告書（2014年4月）では、学校図書館の3つの機能（「読書センター」「学習センター」「情報センター」）を向上させるため、学校図書館担当職員は児童生徒や教員に対する「間接的支援」（図書館資料の管理）や「直接的支援」（館内閲覧・館外貸出、レファレンスなど）に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められるとしている。

横浜市教育委員会は、学校司書配置事業により、このことを忠実に具体化していこうとしているようである。

学校司書との協働についての課題と思われることについて述べる。

第1に学校司書は1953年の学校図書館法制定以降、自治体任用やPTA雇用など形態は様々であるが、従前から配置していた自治体や学校も多く、近年の教育課題の多様化、複雑化により新たに配置された他のサポートスタッフとは経過が異なることに留意すべきである。その上で学校司書には、教育指導への支援という新たな役割が加わっている。

第2に、このような教育指導への支援も行うには、兼務や巡回勤務などでは無理がある。専任として週5日勤務という勤務条件が望ましい。

第3に教育指導への支援については、学校におけるコーディネーターが重要となる。明文化された教員（司書教諭）との業務分担だけでなく、日常的なコミュニケーションが相互理解を生み、協働を実態あるものと

する。この点で、(管理職が行うであろう)年間カリキュラムを踏まえた勤務日、勤務時間の割振りと(司書教諭が行うであろう)授業支援におけるコーディネートがポイントとなる。

第4に学校運営、学校組織の業務分担にはグレーゾーンはつきものだが、新たな配置(横浜市の場合)、新たな役割(教育指導への支援)なだけにグレーゾーンを狭める日々の取組の積み重ねが必要である。

第5にフルタイムでないことが入職動機の一つであるにもかかわらず、入職後に業務と勤務時間の相克に悩む実態が明らかにされている。このことも上に述べた日々の取組の中で整理される必要がある。

4 最後に

「機能」「役割」と言った無機質な言葉で表現されることによってこぼれ落ちてしまう、子どもたちの生きる場としての学校に対する学校司書の思いを紹介して今後の課題に代えたい。

いつでもそこに行けば誰かがいる図書館になるといいな。学校は安心して1人でいられる場所がない。1人になりたいときでも、教師がつい心配で「どうしたの」と声をかけてしまう。保健室へ行くまでではないけれど教室にはいにくい子が、安心して1人でいられる場所の提供が出来ればいいなと思って、学校司書に応募しました。

(注1) 教職員の多忙化解消に関する提言

(神奈川県教育文化研究所 所報2014より抜粋)

1. 多忙化による健康悪化を防ぐために、実効ある労働安全衛生体制の整備・充実を。
2. 学校における「タイム・マネジメント」を定着させるとりくみを。
3. 研究・研修事業の見直しと精選を。
4. ワーク・ライフ・バランスの観点から部活動の見直しを
5. 専門的スタッフの充実・外部人材の活用等により、教員の業務の精選と役割分担の明確化を。
 - ①多様な専門的スタッフの配置(生徒指導、進路指導、給食指導、栄養指導、健康・保健指導、教員相談・カウンセリング、生活相談等)や外部人材の活用(部活動、登下校指導、特別支援員等)により組織の分業化と効率化、教員業務の精選をすすめる。
 - ②ICT機器の有効な活用と管理の適正化を図るために、ICT専門家を学校に位置付ける。
 - ③専門的スタッフや地域ボランティアや学生等、地域の学校支援リソースを積極的に活用する。
6. 学校運営の簡素化・効率化を図るために教育委員会との業務分担の見直しと学校行事、事務、分掌の更なる見直しを。
7. 学校の条件整備をすすめるなかで、教職員の権利を守るとりくみを。